

住民投票条例について

平成23年2月16日

1 住民投票条例の類型

住民投票条例には、事案ごとに個別に設置されるものと、常設型のものがあります。

① 個別設置（非常設）型条例

住民の意思を確認する必要がある場合、議員や長の提案又は住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て制定される条例です。

② 常設型条例

住民投票の対象事項や発議の方法をあらかじめ設定しておく条例です。

①の個別設置型条例においては、議会で条例案が否決されれば住民投票が実現しないため、②の常設型条例にくらべて住民投票実施の可能性が低くなるといわれます。また、条例における制度設計もその都度行いますから、議論に時間がかかるという問題もあります。

これに対し、②の常設型条例においては、予め制度を用意しておきますので、住民の意思を確認すべき重要課題が出現した際に、一定の要件をみたせばいつでも投票を行うことができ、迅速な対応が可能となります。

松戸市においては、この②の常設型の住民投票条例の設置を目指しております。

2 他市の常設型の住民投票条例の制定状況

平成12年の愛知県高浜市に始まり、平成21年8月現在で約25の自治体が制定しております。

千葉県内では我孫子市が平成16年に制定し、野田市において平成23年1月現在で「野田市住民投票条例（案）」のパブリックコメントが終了しております。

3 住民投票の実施例

① 個別設置（非常設）型条例

原子力発電所の建設、米軍基地の建設、産業廃棄物処理施設の設置、河川可動堰の建設、地域交流センターの建設、土地区画整理事業、合併の是非、新市の地名 など

②常設型条例

合併の是非、米空母艦載機移駐案受入れ

※なお、条例による住民投票のほかに、法律に根拠のある住民投票があります。

①地方自治法による住民投票

76条（議会の解散請求） 有権者の1/3以上の署名

→平成23年2月 名古屋市議会の解散請求

81条（長の解職請求） 有権者の1/3以上の署名

→平成22年12月 阿久根市長の解職請求 など

②憲法95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定の住民投票

③合併特例法による合併協議会の設置の是非に関する住民投票

4 国における法制化の動き

総務省の報道資料によると、国は、自治体が建設する大規模公共施設や議員定数の変更を対象に、住民投票の投票結果に拘束力を持たせる住民投票制度を法制化することです。今通常国会に提出する地方自治法改正案に盛り込まれる予定です。

今後の国の動向を見守っていく必要があります。